



SSCAP

for continuous Kaizen (improvement)

持続可能サプライチェーン評価プラットフォーム
Sustainable food Supply Chains Assessment Platform



社会的責任 SSC (Sustainable Supply Chains)事業について



2024年6月27日

理事長・事務局長

小谷雅紀



一般財団法人 食品安全マネジメント協会
Japan Food Safety Management Association



1. JFSMについて



JFSMは食品安全マネジメントシステム認証・適合証明JFS規格（要求事項）とその運用の仕組み（プログラム）を開発および運営するプログラムオーナー（CPO）



HACCPを普及させ
輸出拡大に寄与



食品安全管理コストの
最適化に貢献



国際ルール策定に参画する
専門人材を養成

JFSMの設立企業18社（2016年）

アサヒグループホールディングス株式会社
味の素株式会社
イオン株式会社
キッコーマン株式会社
キューピー株式会社
サントリービジネスエキスパート株式会社

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
株式会社ニチレイ
株式会社日清製粉グループ本社
日本生活協同組合連合会
日本製粉株式会社
日本ハム株式会社

株式会社明治
株式会社ヤクルト本社
山崎製パン株式会社
雪印メグミルク株式会社
株式会社吉野家ホールディングス
株式会社ローソン

<ミッションステートメント>

日本発の食品安全マネジメント規格の普及等を通じて世界の食品安全へ貢献し、世界中の消費者が安心して暮らせる社会を目指す。

<事業ビジョン>

日本発の国際標準に整合した食品安全規格のプログラムオーナーとしてアジアNo.1を目指し、JFS規格の認証ならびに適合証明の総数として、10,000サイト以上の発行数を達成する。



達成するためには？

ステークホルダー・エンゲージメントを重要視した事業運営



会員
JFSマスター



協会職員
理事
評議員
各委員



JFS規格取得組
織



監査会社
認証機関
研修機関



行政
業界団体



GFSI
TQFA (台湾)



GFSI により承認された食品安全マネジメント規格



GFSI GMaP(グローバルマーケットプログラム (中級)) に整合した新規格を開発。
(国際標準の能力向上プログラム)



CODEX HACCPを完全履行
(日本・食品衛生法に準拠)



CODEX HACCPの弾力的運用による衛生管理
(日本・食品衛生法に準拠)



飲食・外食向けの食品安全マネジメント規格
(日本・食品衛生法に準拠)



GFSIの承認を受けた認証プログラムオーナー（14 CPOs）



（製品認証）
農・畜・水産物の1次生産
Pre-Farm Gate CPOs

Post-Farm Gate CPOs
1次生産後の加工
（マネジメント・製品認証）



2018年10月
GFSI承認

PR TIMES配信 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000005.000088694.html>

2022年11月日本・台湾間における食品の輸出入拡大のため、一般財団法人食品安全マネジメント協会（JFSM）と台湾優良食品發展協會（TQFA）は、食品安全規格の相互承認についてパートナーシップ協定を締結いたしました。



台灣經濟部工業局局長
連錦漳様

TQFA理事長
周能傳様

JFSM理事長
大羽哲郎

日本台湾交流協会台北事務所副代表
服部崇様

⇒ (New!) 2024年6月 JFS-B Plus規格をベースにした食品安全規格運用の合意書を締結

(New!) 2024年6月

食品安全規格に加え、社会的責任 (ssc) 事業について、今後の事業連携協定を締結



SSCAP

for continuous Kaizen (improvement)

持続可能サプライチェーン評価プラットフォーム
Sustainable food Supply Chains Assessment Platform



TQFA x JFSM簽署SSCAP合作協議
SSCAP Collaboration Agreement



2. 社会的責任（SSC）事業計画について



- 持続可能サプライチェーン事業

SSC : **S**ustainable **S**upply **C**hains

- 持続可能サプライチェーン評価プラットフォーム

SSCAP : **S**ustainable food **S**upply **C**hains **A**ssessment **P**latform

今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応
『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書から
JFSMにて加工

法務省人権擁護局

1948
世界人権宣言
採択

1966
国際人権規約
採択

2000
国連グローバル・
コンパクト
発足

1998
労働における基本的
原則及び権利に
関するILO宣言
採択

2010
ISO26000:
社会的責任に
関する手引
策定

2011
国連ビジネスと人権
に関する指導原則
採択

2011
OECD多国籍企業
行動指針

2015
SDGs(持続可能な
開発目標)
採択

2020
「ビジネスと人権」
に関する行動計画
(NAP)<日本>
策定

2023
食品企業のための
サステナブル経営に
関するガイダンス

2019
ISO26030:
フードチェーンの
ISO26000ガイダンス

2017
ISO20400
持続可能な調達
に関するガイダンス

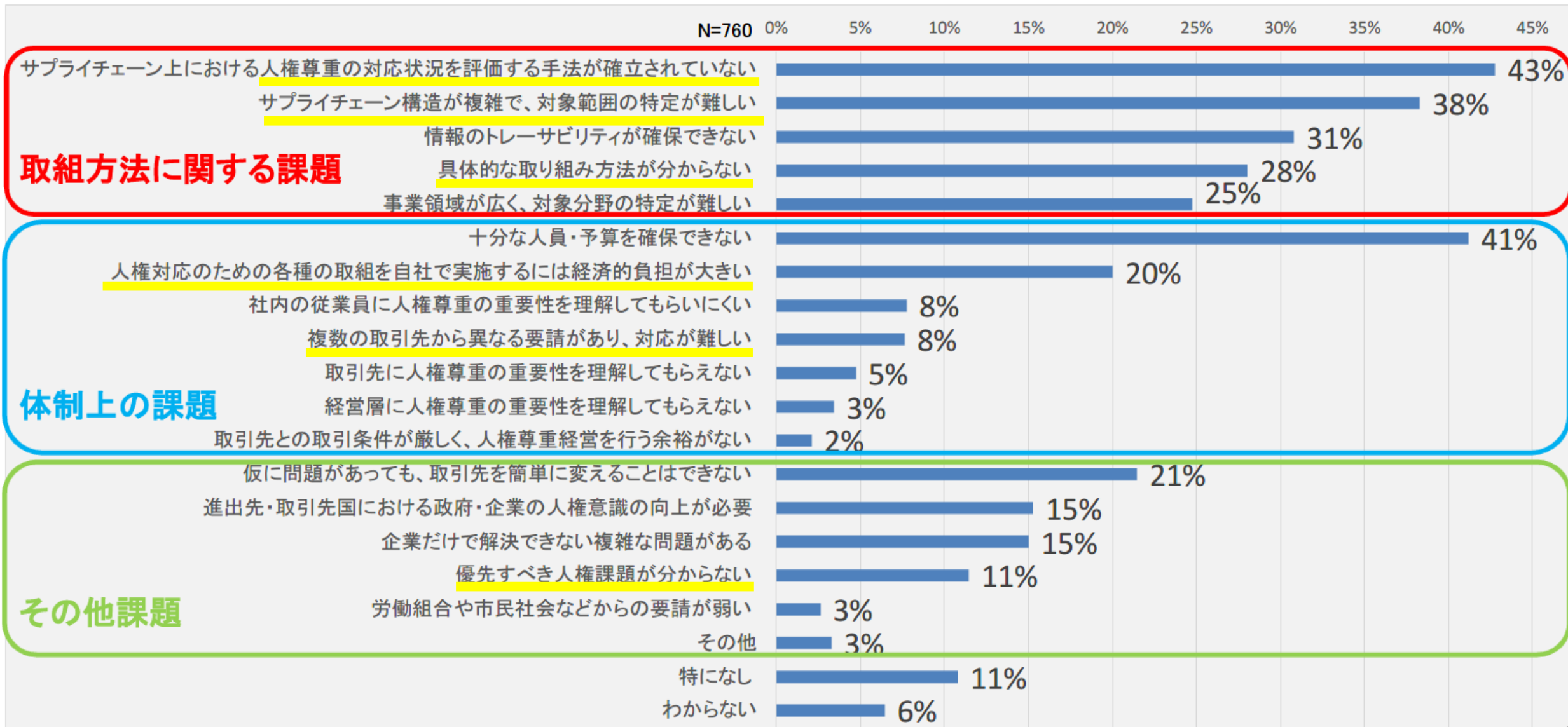
2022
責任あるサプライチェーン等における
人権尊重のためのガイドライン

企業の社会的責任（CSR）とESGの違い

	企業の社会的責任（CSR）	ESG
目的	社会課題の解決 持続可能な社会の実現	
歴史	1948年	1908年
ステークホルダー	取引先、顧客など	投資家
フレームワーク	<u>多用な枠組みが存在する。</u> ISO26000 PAS24000 オクトパスモデルなど	<u>「Environment」</u> <u>「Social」</u> <u>「Governance」</u>
特徴	✓ <u>活動そのもの</u> について語られることが多い。 ✓ 多様な利害関係者に対する <u>説明責任</u> が求められる。	✓ <u>投資の観点</u> から語られることが多い。 ✓ 投資の判断材料になるため、 <u>活動に関する情報開示</u> を求められる。→統合報告書

⇒ **SSC事業のスコープ**

2021年11月「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果（経済産業省・外務省）



コンプライアンス

- 組織統治
- 人権
- 労働慣行
- 環境
- 公正な事業慣行
- 消費者課題
- コミュニティ

食品企業のための
サステナブル経営に
関するガイダンス

ISO26000
社会的責任

サステナビリティ

- 組織統治
- 人権
- 労働慣行
- 環境
- 公正な事業慣行
- 消費者課題
- コミュニティ

今後追加する
JFSMとTQFAの事業スコープ

GFSIベンチマーキング要求事項

食品安全

- GFSI
- GMP
- HACCP
- FSM

食品衛生法改正

輸出促進対策

事業成長

- 輸出拡大
- 市場拡大

現状のJFSMとTQFAの事業スコープ

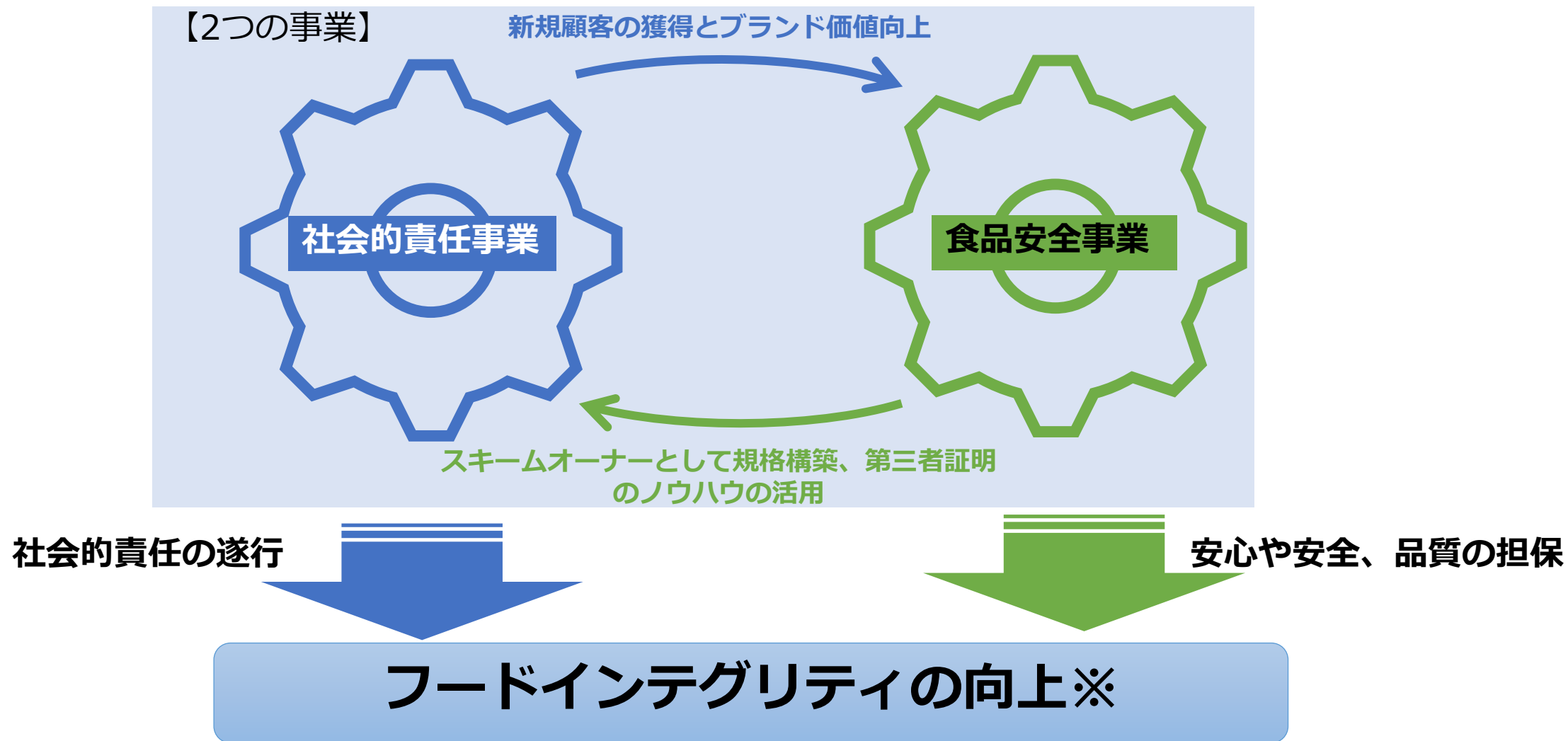
行政施策

食品産業

ビジネスと人権NAP

食品産業向けの「ビジネス
と人権」に係る手引き

今後の取り組み



※フードインテグリティとは、包括的に食品事業者の信頼性を高める活動を指します。

ステージ 1 : 持続可能サプライチェーン評価プラットフォームSSCAP (2024~)

SSCAP第一段階運用開始

- 小売・製造業のSSC要件整合支援
- サプライヤー自己評価登録機能構築

SSCAP第二段階運用開始

- サプライヤーの取組評価・管理支援
- 調達側評価・管理機能構築

SSCAP第三段階運用開始

- ESG関連データ入力

台湾TQFAとのSSCAP事業連携

- SSCAP共同開発・運用

ステージ 2 : SSC規格第三者証明 + 人材養成 (2025~)

SSC規格適合証明運用

- SSCAP要件に対する適合証明
- ESG関連データに対する適合証明

SSC人材育成 (事業者・監査者)

- 研修プログラム構築・運用

台湾TQFAとのSSC規格事業連携

- SSC規格共同開発・運用
- 研修プログラム共同開発・運用

ステージ 3 : SSC規格認証 (未定)

市場動向次第のオプション

- SSC規格認証プログラム開発・運用
- 社会的責任の国際標準認証プログラムとして、SSCIベンチマーキング承認へ申請



©2024JFSM



CERTIFICATE





3. SSCAP 要求事項開発計画と状況について

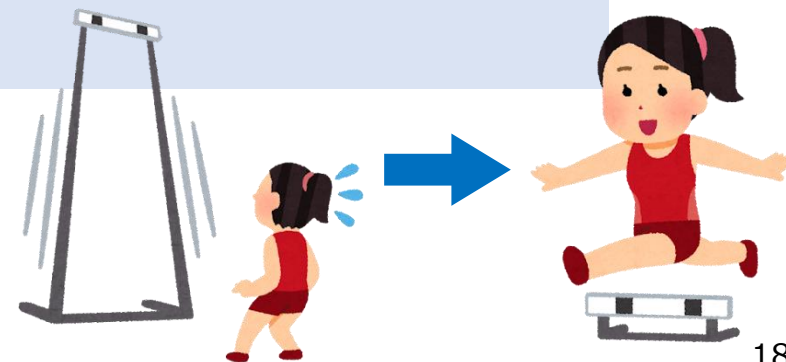


持続可能サプライチェーン評価プラットフォーム

SSCAP : **S**ustainable **S**upply **C**hains **A**ssessment **P**latform

- ✓ 社会の持続可能な発展に関する活動を可視化するための、チェックリストによる自己評価ツールです。
- ✓ 世界標準ISO26000を参照しながらも、日本・台湾企業の状況を踏まえて作られた日本発のサービスです。
- ✓ 人権、環境、労働など多角的な観点で構成された、全方位型の内容（約200問）です。
- ✓ シンプルでわかりやすく、取り組みやすいプラットフォームのため、中小企業でも手軽に導入できます。
- ✓ 企業単体ではなく、サプライチェーンでつながっている企業の社会的責任に関する取り組みや課題を可視化・連携し、結果に基づく双方向コミュニケーション機能を備えています。
- ✓ 企業の社会的責任が求められる背景や意義、必要な行動を学習し、理解を一層深め、認識成長や行動変容を促すツールとして機能することが期待できます。
- ✓ E-learningやコンサルティングなど、付帯するサービスも充実していきます。

社会の持続可能な発展に関する取り組みへのハードルを下げる



分析対象

18の標準、規格、調査ツール（大手リテラー等）、行動原則、行政からのガイダンス



分析内容と結果

分析1

7つの中核主題による分類

18の標準・規格等の要求事項※を、ISO26000の7つの中核主題で分類する。

すべての標準・規格、調査ツール、行動原則に取り入れられている主題と、そうでない主題がある。標準・規格、調査ツール、行動原則によって、**重きを置いている主題とそうでない主題がある。**

分析2

7つの中核主題の導入率算出

18の標準・規格等における7つの中核主題の導入率を算出する。

最も導入率が高かったのは「4.3人権」で、「4.2組織統治」、「4.4労働慣行」、「4.5環境」が続く。「4.7消費者課題」や「4.8コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」の導入率は60%を下回った。「その他」の導入率は4割弱だが、大手リテラーは導入傾向にある。

分析3

7つの中核主題のカバー率に基づきタイプ分類

18の標準・規格等における7つの中核主題のカバー率（7つのうちいくつカバーしているか）に基づき、タイプ分類する。

カバー率5/7以上を「全方位型」、5/7未満を「部分特化型」に分けると、**いずれも「全方位型」に分類されることがわかった。**

範囲
確定

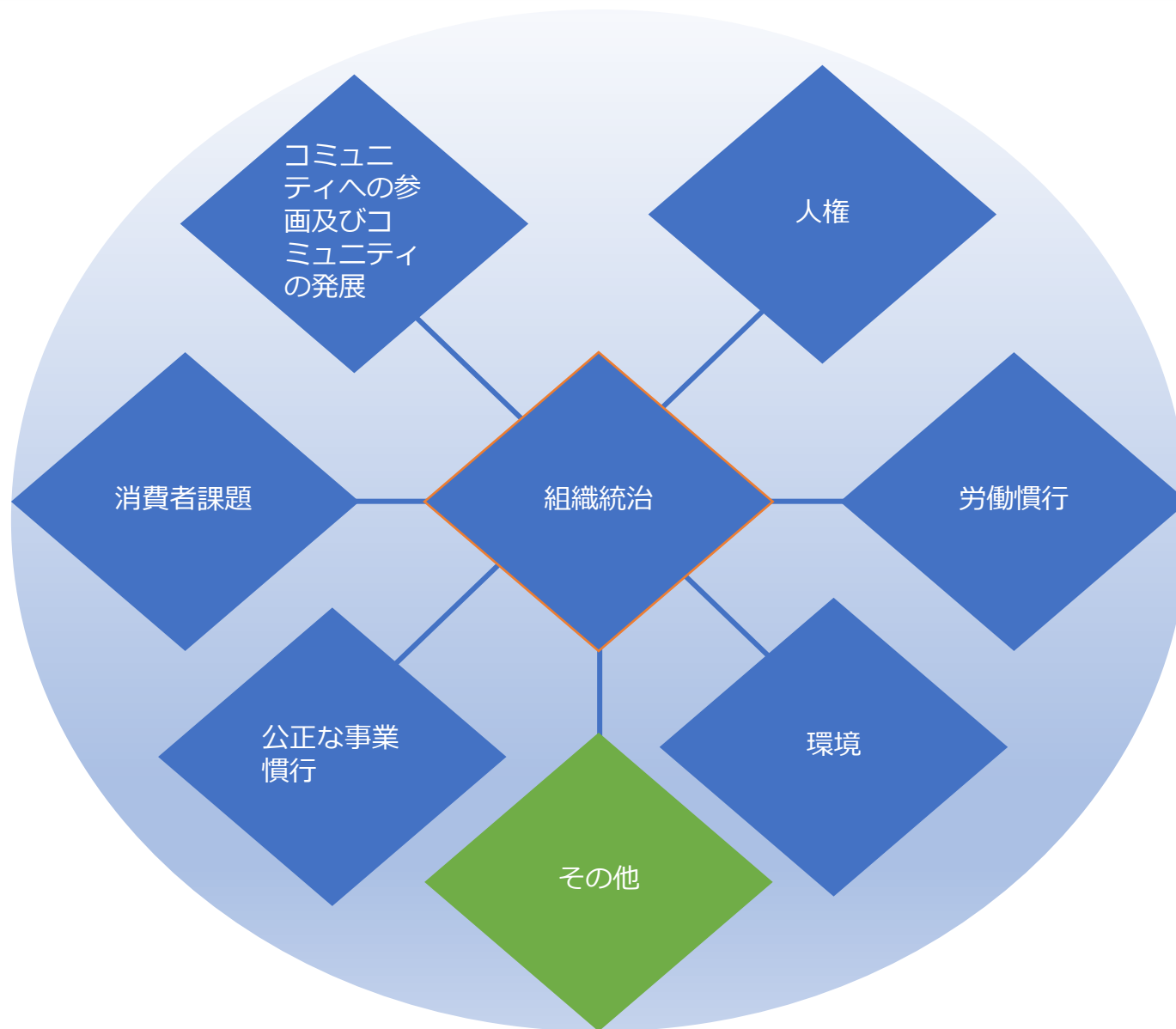
分析4

テキストマイニングで要素抽出

17の標準・規格1,045の要求事項を7つの中核主題＋その他に分類し、テキストマイニングをする。

7つの中核主題＋その他ごとにデータセットを作成し、それぞれ関係性の強い語同士を線でつなぎ、ISO26000の個別課題を意識しながら解釈した。微調整を加え、最終的に**48の要素が抽出**された。

要素
確定



ISO26000
7つの中核主題

分析にもとづき追加した
要素

領域	要素数	要素名
4.2 組織統治	10	①社会的責任を組織の戦略方針と計画に組み込む ②責任ある調達システムの構築 ③苦情処理メカニズムの構築 ④内部監査機能の構築 ⑤ステークホルダーを特定して関与し、影響範囲を決定する ⑥ステークホルダーエンゲージメントの実践 ⑦適用される法的要件の特定および遵守の実証 ⑧組織活動の影響分析 ⑨社会的責任の実践、進捗状況のレビューと社会的責任のパフォーマンスの向上 ⑩説明責任と透明性
4.3 人権	5	①デューディリジェンス ②人権が脅かされる状況 ③加担の回避-苦情解決 ④差別及び社会的弱者-市民的及び政治的権利-経済的、社会的及び文化的権利 ⑤労働における基本的原則及び権利
4.4 労働慣行	7	①雇用及び雇用関係 ②労働条件及び社会的保護 ③社会対話 ④労働における安全衛生 ⑤労働関連法規の遵守 ⑥現地の労働関連法規への対応 ⑦職場における人材開発と研修

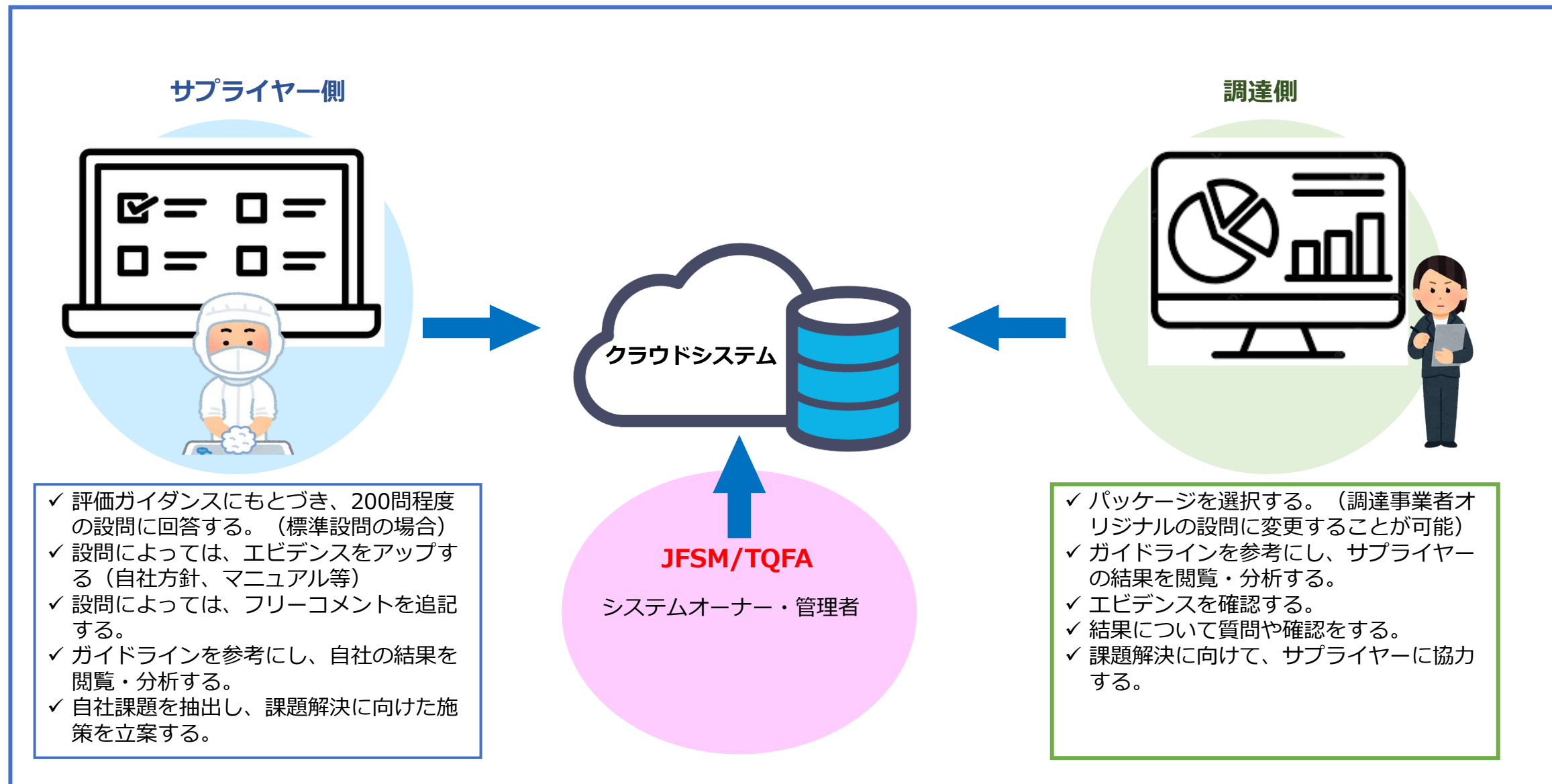
領域	要素数	要素名
4.5 環境	5	①汚染の予防 ②持続可能な資源の利用 ③気候変動の緩和及び気候変動への適応 ④環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復 ⑤持続可能な原料・資材調達
4.6 公正な事業慣行	5	①汚職防止 ②公正な競争 ③バリューチェーンにおける社会的責任の推進 ④財産権の尊重 ⑤サプライヤーの法令遵守の後方支援
4.7 消費者課題	5	①公正なマーケティング、事実に基づいた公平な情報、公正な契約慣行 ②消費者の安全衛生の保護 ③持続可能な消費 ④消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決 ⑤消費者データ保護及びプライバシー
4.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	5	①地域社会への貢献 ②教育及び文化 ③雇用創出及び技能開発 ④技術の開発及び技術へのアクセス ⑤富及び所得の創出

領域	要素数	要素名
その他	6	①個人情報保護 ②コンピューターネットワーク脅威に対する防御 ③反社会的勢力との関係排除 ④BCPの構築 ⑤情報セキュリティ体制構築 ⑥カスタマーハラスメント体制



4. SSCAPの構成や機能の計画案について





サプライヤー側



- ✓ SSCAPガイドラインを通して、設問の意義や準拠する法令、必要な行動、社会的規範、望ましい行動を理解する。
- ✓ 各設問の「なぜ？」を理解する。

→ 認識成長や行動変容を促す

SSCAPガイドライン
を活用した人材育成

E-ラーニング

調達側



- ✓ SSCAPガイドラインを通して、設問の意義や準拠する法令、必要な行動、社会的規範、望ましい行動を理解する。
- ✓ 各設問の「なぜ？」を理解する。

→ 認識成長や行動変容を促す

SSCAPガイドライン_目次だて（予定）

章		節		ページ
1	ツール概要	1	はじめに	7
		2	フレームワーク	2
		3	用語、定義	5
		4	評価におけるスタンス	1
2	各領域の位置づけ	1	“組織統治”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
		2	“人権”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
		3	“労働慣行”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
		4	“環境”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
		5	“公正な事業慣行”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
		6	“消費者課題”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
		7	“コミュニティへの参画及びコミュニティの発展”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
		8	“その他”の意義と準拠法令・規範、評価ガイダンス、求められる行動	5
3	今後に向けて	1	結果の構造	1
		2	結果の読み方（調達側/サプライヤー側）	2
		3	結果の生かし方	2
		4	終わりに	1
-	Appendix	-	全領域の一覧表	5
Total				66

【区分1：内容による区分】

コンプライアンス	サステナビリティ
国内法、国際法はもちろん、一定以上の拘束力をもった社会規範に関する事項。事業遂行上、守るべき事項。 <u>守られない場合は、理由や背景について説明すべき事項。</u>	組織らしさを発揮し、競争力を高めるために取り組む事項。既に社会から要求されている、やるべき事項も含まれる。

- ✓ 要求事項(設問) 選択と集計における重みづけに使用する。

【区分2：重要度による区分】

最優先	優先
事業遂行上、 <u>直ちに</u> 対策が必要な事項。	事業遂行上、 <u>将来的に</u> は対策が必要な事項。

- ✓ 集計における重みづけに使用する。
- ✓ リスクベースのPDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルを構築する。

要求事項（設問）策定状況

	内容による区分		重要度による区分		合計
	コンプライアンス	サステナビリティ	最優先	優先	
4.2 組織統治	11	19	8	22	30
4.3 人権	15	0	13	2	15
4.4 労働慣行	33	14	30	17	47
4.5 環境	14	24	10	28	38
4.6 公正な事業慣行	15	7	13	9	22
4.7 消費者課題	15	11	9	17	26
4.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	0	11	0	11	11
その他	4	7	3	8	11
合計	107	93	86	114	200

リスクが高い区分

組織統治

人権

労働慣行

環境

公正な事業慣行

消費者課題

コミュニティへの参画及び発展

その他

社会的責任を組織の戦略方針と計画に組み込む

1

組織は、社会の持続可能な発展に貢献する方針を策定しなければならない。
その方針は、経営者もしくは経営層によって承認されていなければならない。

☒ YES ☐ NO ☐ N/A

備考（N/A 選択の場合は必須）

2

組織は、社会の持続可能な発展に貢献する方針（4.2.1）をステークホルダーに周知しなければならない。

☐ YES ☒ NO ☐ N/A

備考（N/A 選択の場合は必須）

3

組織は、社会の持続可能な発展に貢献する方針（4.2.1）を実現するための目標および施策、実施期限を設定しなければならない。

☐ YES ☐ NO ☒ N/A

備考（N/A 選択の場合は必須）

4

組織は、社会の持続可能な発展に貢献する方針（4.2.1）を実現するための目標および施策、実施期限（4.2.3）をステークホルダーに周知しなければならない。

☐ YES ☐ NO ☒ N/A

テキストテキストテキストテキストテキスト。
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキスト...

5

組織は、環境変化に応じて、社会の持続可能な発展に貢献する方針（4.2.1）を見直さなければならない。

☐ YES ☐ NO ☐ N/A

備考（N/A 選択の場合は必須）

一時保存

登録

ならない。

7

組織の社会の持続可能な発展に貢献するための方針（4.2.1）の実現に向け、経営者もしくは経営層は、率先垂範行動や態度を示さなければならない。

☐ YES ☐ NO ☐ N/A

【評価ガイダンス】
重要課題（マテリアリティ）の解決に向けた目標や施策が盛り込まれた中期事業計画を、（イントラネット情報、ポスターなどの社内掲示物、従業員ハンドブック、研修資料、朝礼、プレスリリース）を通じて関係者へ周知し、関係者の理解と協力を得る。

- ✓ 全設問に対して評価ガイダンスを設定。
- ✓ YES/NOに加え「N/A」を設ける。ただし、N/Aを選択するとコメント欄に理由（10文字以上）を書かないと先に進めないようにする。
- ✓ 上記とは別に、YES/NOを補足するための任意回答のコメント欄にもなる。

サプライヤー側 ダッシュボード（アウトプット）イメージ

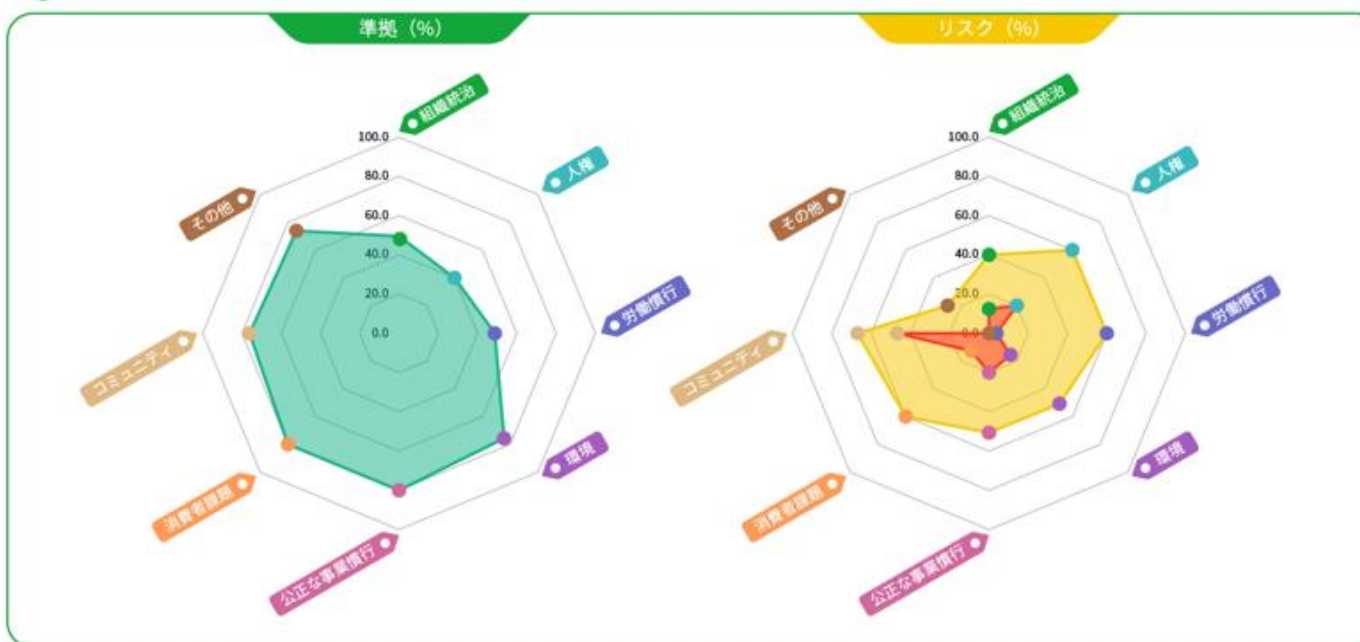
総合スコア

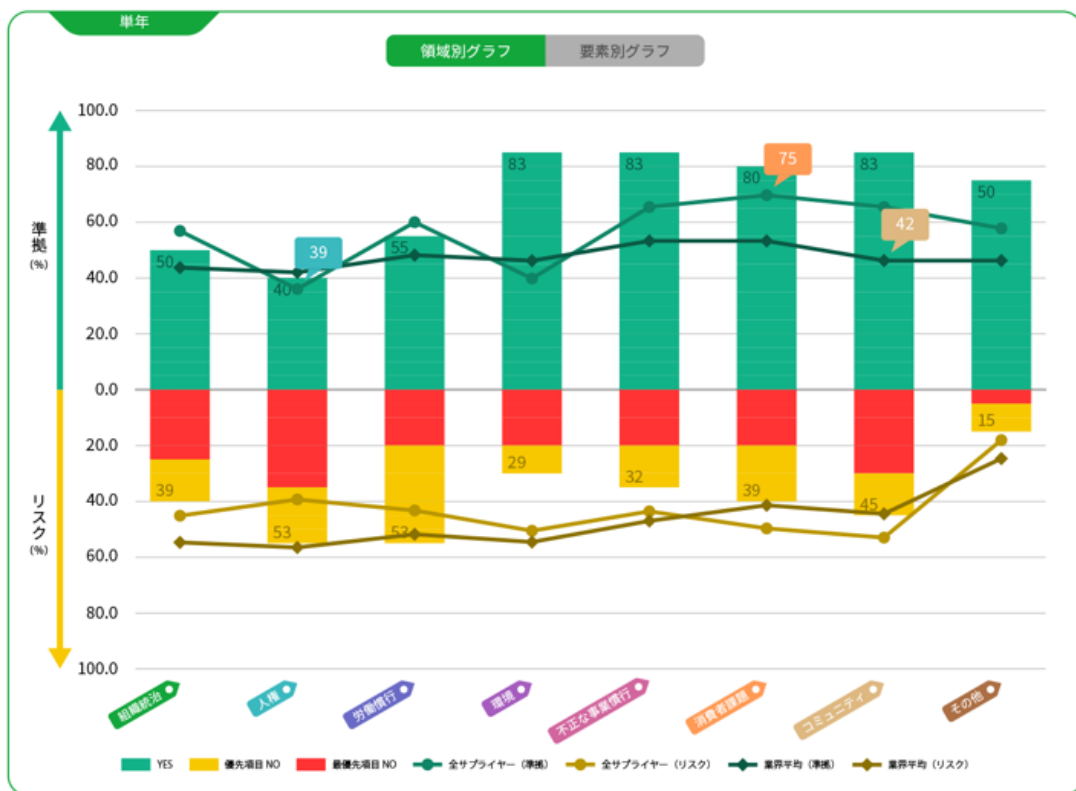


総合スコア経年比較



領域別スコア





度数分布

	🏛️ コンプライアンス						🌿 サステナビリティ			総計 (N/A は除く)
	最優先			優先			優先			
	YES	NO	N/A	YES	NO	N/A	YES	NO	N/A	
組織統治	6(19.3%)	2(6.4%)	2	2(6.4%)	1(3.2%)	3	6(19.3%)	14(45.1%)	1	31 (100%)
人権	15(75.0%)	0(0.0%)	3	3(15.0%)	0(0.0%)	1	1(5.0%)	1(5.0%)	1	20 (100%)
労働慣行	25(52.0%)	5(10.4%)	1	1(2.0%)	2(2.0%)	3	5(10.4%)	10(20.8%)	2	48 (100%)
環境	5(12.2%)	6(14.6%)	0	3(7.3%)	2(4.8%)	3	12(29.2%)	13(31.7%)	5	41 (100%)
不正な事業慣行	12(50.0%)	1(4.1%)	1	1(4.1%)	1(4.1%)	3	6(25.0%)	3(12.5%)	4	24 (100%)
消費者課題	8(28.5%)	1(3.5%)	2	5(17.8%)	2(7.1%)	1	8(28.5%)	4(14.2%)	0	28 (100%)
コミュニティ	-	-	-	-	-	-	5(41.5%)	7(58.3%)	1	12 (100%)
その他	3(27.2%)	0(0.0%)	-	1(9.0%)	0(0.0%)	1	2(18.1%)	5(45.4%)	0	11 (100%)
総計	74	15	9	16	8	15	45	57	14	215

回答依頼数：125 件（100%）

未登録

25(20.0%)

登録完了

50(40.0%)

回答中

25(20.0%)

回答完了

25(20.0%)

↓ 評価結果 PDF ダウンロード

基準年

2024 年

標準スコア (%)：数値が大きいほど標準度合いが高い。

リスクスコア (%)：数値が大きいほどリスク度合いが高い。

標準スコア

リスクスコア

：リスクスコアのうち最優先項目

総合スコア

標準スコア

リスクスコア

85 %

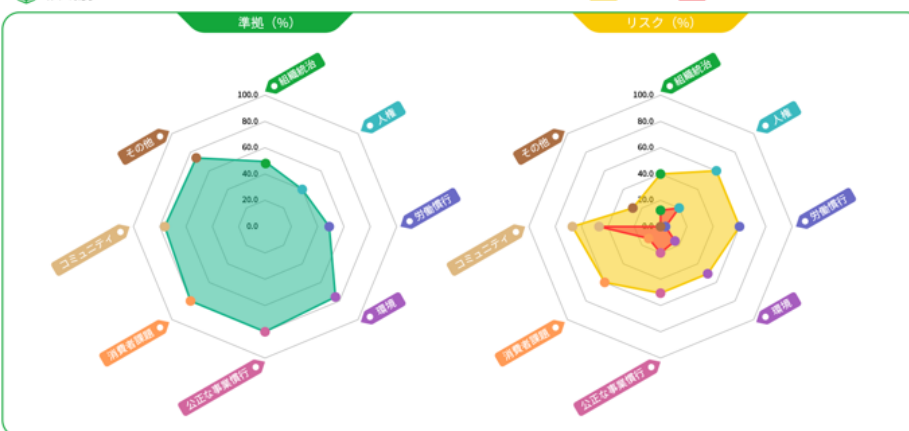
59 %

総合スコア経年比較



- ✓ サプライヤー回答状況の確認
- ✓ サプライヤー規模や、産業種別での、リスク上位項目などの検索機能あり

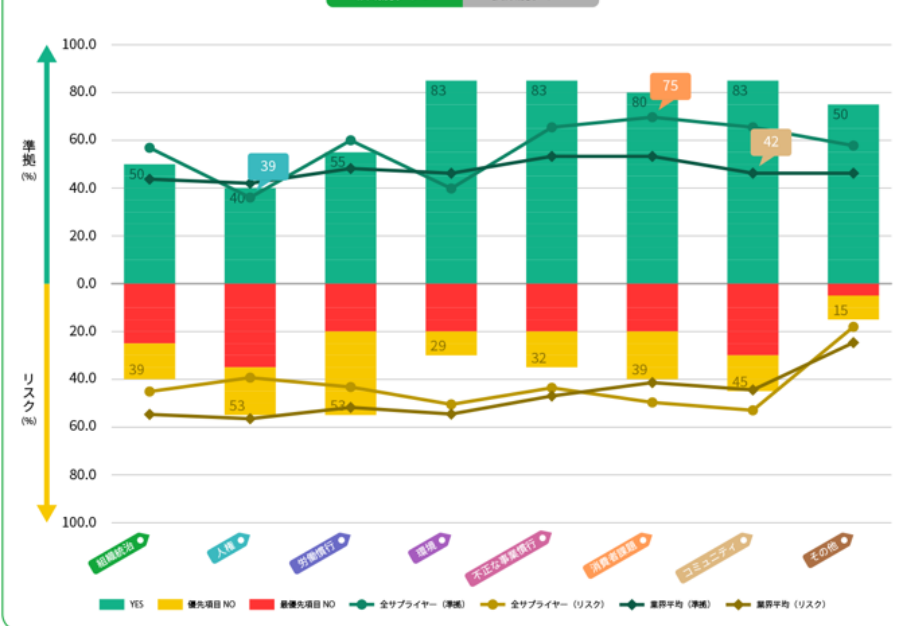
領域別スコア



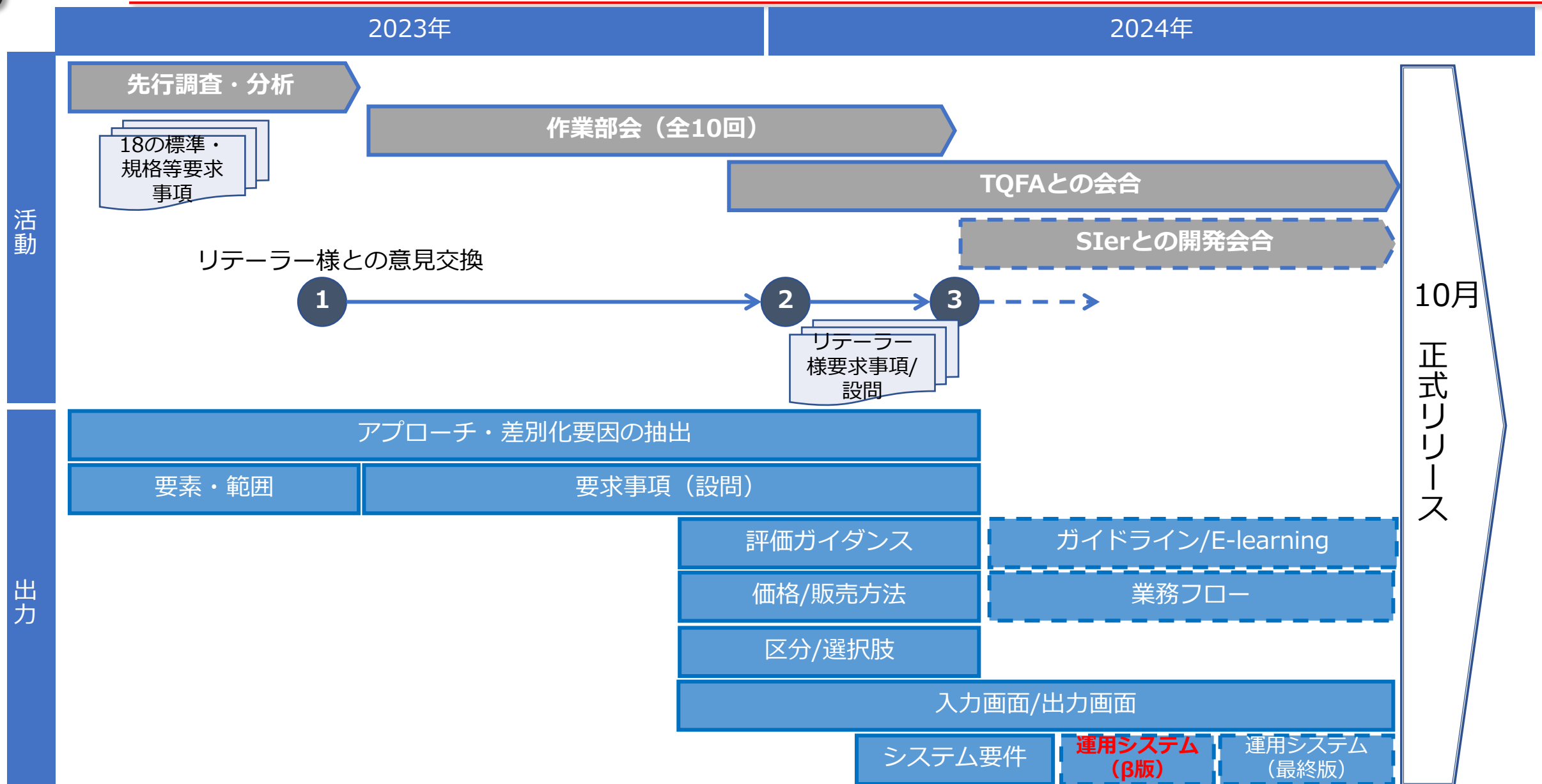
単年

領域別グラフ

要素別グラフ



これまでの活動経緯及び今後の予定



- ✓ ISO26000 を参照しているため、世界標準レベルの内容で活動状況を見える化できる。
- ✓ 構造化された内容で状況を見える化するので、これから活動が始める際の活動の足がかりを得たり、これまで行ってきた活動の効果を検証したりすることができる。
- ✓ 設問の汎用性を追求しながらもカスタマイズの余地を残しているため、各社の置かれた状況にあった内容で評価することができる。
- ✓ 作業工程を極力減らしているため、調達・サプライヤー双方の負荷を軽減することができる。
- ✓ 学習機能を備えているため、社会の持続可能な発展に関する活動推進に対する現場からの理解を得やすくなる。



トライアル参加事業者を募集しています

サプライヤー側

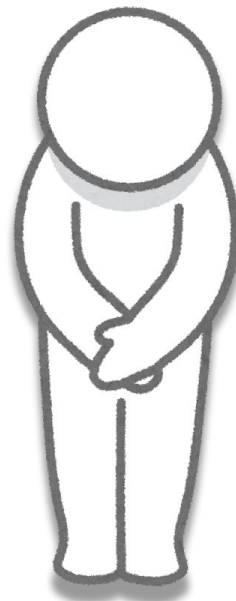


調達側



- ✓ 目的：クラウドシステム（β版）、入力画面、ダッシュボード等の仕様、使いやすさ等の調査及びそのフィードバック
- ✓ 期間2-3か月 開始時期決まり次第ご連絡
- ✓ トライアル参加に費用はかかりません
- ✓ サプライヤー側、調達側の両方を募集しています

※トライアルや担当者からの連絡をご希望の場合は info@jfsm.or.jp までご連絡ください



ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

一般財団法人 食品安全マネジメント協会



電話：03-6268-9691

メール：info@jfsm.or.jp

Web：<https://www.jfsm.or.jp/>

東京都中央区銀座8丁目17番5号 THE HUB 銀座 OCT 605号室